

令和 8 年度「蕨市民間留守家庭児童指導室」実施事業者募集要項

1. 募集の趣旨

蕨市内の放課後児童健全育成事業については、平成 20 年度まで 7 つの小学校に 1 か所ずつだった留守家庭児童指導室を公設 16 室・民設 6 室の合計 22 室まで増室し、年々増加する利用希望者に対応してきました。

しかしながら、利用希望者は増加の一途をたどり、定員を超えた受け入れを行っているにもかかわらず現状におきても入室できない児童が生じています。このような状況を改善するためには定員の拡大を図る必要がありますが、学校敷地内をはじめとした市保有施設での新設は困難であることから、民設民営による民間留守家庭児童指導室実施事業者を募集するものです。

2. 事業実施に当たっての条件

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 に規定する事業開始の届出を行うこと。
- (2) 蕨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年蕨市条例。以下「条例」と言う。）の基準に準じて蕨市内で民間留守家庭児童指導室（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を開設し、運営すること。
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等各種法令その他市との協議により取り決めた事項等を遵守し、適切に運営すること。
- (4) 別事業等を実施する場合には、利用児童が任意で選択できることとし、民間留守家庭児童指導室とは完全に独立して実施すること（専用の場所、専属の指導員等）。

3. 事業概要

- (1) 開設時期及び業務期間
 - ・令和 8 年 4 月 1 日（厳守）
 - ・開設から少なくとも 10 年間程度は継続して運営すること。※開設後、社会情勢の変化等により、10 年間程度継続して運営することが困難な場合は、蕨市と協議を行うこととする。
- (2) 開室時間
 - ・以下の時間以上、開室すること。ただし、開室時間のうち午後 6 時以降は延長時間として扱うことができる。
 - 学校の授業日：授業の終了時から午後 7 時まで
 - 学校休業日（土曜日を除く）：午前 8 時から午後 7 時まで
 - 学校休業日（土曜日に限る）：午前 8 時から午後 6 時まで

(3) 開室日数

- ・ 1 年につき 250 日以上を原則とすること。

(4) 対象児童

- ・ 市内に在住し、小学校に就学する 1 年生から 6 年生までとし、原則としてその保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童とする。

(5) 定員

- ・ 定員は原則 10 人以上おおむね 40 人以下とする。

(6) 対象校及び開設地域

- ・ 対象校 南小学校
- ・ 開設地域 南小学校の学校区域内
蕨市中央 1 丁目 18～22 番、蕨市南町 1～4 丁目

(7) 施設・設備等

- ・ 条例に定める設備の基準を満たしていること。
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）やその他関係法令の要件を遵守していること。

(8) 保育料等

- ・ 蕨市留守家庭児童保育条例（昭和 41 年蕨市条例）第 4 条の別表の規定と同程度の保育料を徴収すること。
- ・ 蕨市留守家庭児童指導室の延長時間の保育について延長保育料を徴収する場合には、保育料とは別に徴収すること。
- ・ 付加サービスを有料で実施する場合には、保育料とは別に徴収すること。

(9) おやつ

- ・ 衛生管理を徹底した上で、アレルギー等に配慮したおやつを適宜提供すること。
- ・ おやつ代は保育料とは別に徴収すること。

(10) 安全確保

- ・ 登降室時の安全確保（送迎支援を含む）のための方策を講じること。
- ・ 送迎や事業所外での活動、取組のために、バスや車を使用する場合は、置きざり等が起こらないよう必要な安全措置を図ること。

(1 1) 危機管理等

- ・「安全計画」を定め「事故防止・対応マニュアル」「防災マニュアル」「緊急対応時マニュアル」「防犯（不審者対応時）マニュアル」「感染症対応マニュアル（努力義務）」を活用し安全点検を行うこと。
- ・「業務継続計画（努力義務）」を備え、適切に対応すること。
- ・損害賠償保険及び利用児童の傷害保険等に参加すること。

(1 2) 個人情報の取り扱い

- ・業務を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いについては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守するとともに、個人情報の取り扱いに関する内部規定を作成するなど十分に注意を払うこと。

(1 3) 文書の管理・保存

- ・業務を行うに当たり、作成・取得した文書等は適正に管理・保存し、保存期間は 5 年以上とすること。

(1 4) 保護者等への連絡手段ほか

- ・保護者等への連絡は ICT を用いて行える体制を整えること。
- ・小学校の長期休業期間中におけるお弁当配達サービスを導入すること。

(1 5) その他

- ・民間留守家庭児童指導室の入室募集及び入室決定は、蕨市と協議の上、事業者が募集し入室決定をすること。募集のスケジュール等や選考については、公設留守家庭児童指導室の期間と合わせて実施すること。選考方法、利用調整等に際しては、蕨市と事前に打ち合わせを行うこと。

4. 補助金等

審査基準に基づき選定された放課後児童健全育成事業実施事業者に対し、予算の範囲内で、「蕨市民間留守家庭児童指導室整備費補助金交付要綱」及び「蕨市民間留守家庭児童指導室運営費補助金交付要綱」による補助金の交付を行います。

※公設の保育料の上限（4,000 円）を限度に、所得に応じて軽減した金額を、市から補助します。

※事業実施の基準等を遵守しない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

5. 応募資格

応募できる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- ① 条例第 5 条第 5 項各号に該当しないこと。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。
- ③ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していないものであること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 蕨市暴力団排除条例(平成 24 年蕨市条例第 21 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は法人であってその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)であるものでないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の利益となる活動を行っていないものであること。
- ⑦ 暴力団法第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は、暴力団員が経営に実質的に関与している活動を行うものでないこと。

6. 申し込み方法

(1) 提出書類

参加に際しては、アからカの書類は必ず提出してください。ただし、審査の過程において、追加資料の提出を求める場合があります。

また、提出書類における言語は日本語、単位はメートル法、通貨単位は円とします。

ア 様式第1号 応募申込書

イ 別添1 事業計画書

ウ 別添2 収支予算書

エ 経営に関する書類

- ・法人定款（応募申込日現在のもの）

- ・法人登記事項証明書

（応募申込日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書）

- ・決算書（直近3か年）

- ・納税証明書の写し

（法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税、地方消費税）

- ・法人の概要（会社案内等）、沿革

オ 別添 役員等名簿

カ 別紙3 誓約書

キ 任意様式 事業実績（放課後児童健全育成事業における実績一覧）

※件数の多い場合、直近5年間の実績でも可。

ク 任意様式 その他、提案内容の詳細示すために必要と思われる書類

(2) 提出部数等

ア 正本1部、副本1部を提出してください。

イ 提出書類はA4縦型とし、右側にインデックスを付して提出してください。

(3) 提出期間及び提出場所等

ア 提出期間 令和7年6月27日（金）～7月25日（金）※土日祝日を除く
各日とも午前8時30分～午後5時15分

イ 提出場所 蕨市役所健康福祉部子ども未来課保育係

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5-14-15（蕨市役所2階）

ウ 提出方法 上記の提出場所に直接、ご持参ください。

※提出に際しては電話予約の上、ご来庁ください。

(4) 参加申し込みの取下げ

参加の申し込みを取り下げる場合は、「様式第2号 参加辞退届」を提出してください。

(5) 費用負担

本応募に際し、必要な費用は申込者の負担とします。

(6) 提出された書類の取り扱い

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 書類の著作権は、申込者に帰属します。

ただし、蕨市は事業者の公表や事業者に選定された場合等、必要に応じて公文書として無償で利用できるものとします。

ウ 申込書類は、蕨市情報公開条例に規定する公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となり、条例に定める非公開情報が記録されている部分を除き、原則として開示されます。

7. 選定方法

本件は、提出書類による審査を行い、受託候補 1 事業者を選定します（本選定は補助金の交付決定するものではありません）。選定に際し、開設予定地、これまでの事業実績、安定的な運営の見込み、事業計画書の内容、収支予算書等を重視して総合的に審査を行います。

なお、審査の結果は、すべての参加者に文書で連絡します。

8. スケジュール

No.	日程	内容
1	令和7年 6月27日（金）～ 7月25日（金）	実施要項の配布・申込書類の受付
2	8月上旬	書類審査
3	8月中旬	事業者決定
4	10月上旬	開設予定の周知及び令和8年度入室募集開始
5	令和8年 4月1日（水）	事業開始

（1）募集要領等の配布

- ア 配布期間 令和7年6月27日（金）～7月25日（金）※土日祝日除く
各日とも午前8時30分～午後5時15分
- イ 配布場所 蕨市役所健康福祉部子ども未来課（蕨市役所2階）
- ウ その他 募集要項等の様式は蕨市ホームページからもダウンロードできます。

9. 選定後の手続き

（1）契約の締結

- ア 受託候補事業者の選定後、速やかに各種手続きを行います（9月上旬）。
- イ 契約金額は、提案された見積金額の範囲内とします。

（2）その他

- ア 事業者が、契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、契約を締結しないことがあります。

①事業者の経営状況の急激な悪化等により、事業履行が確実でないと認められるとき。

②著しく社会的な信用を損なう等、事業者として相応しくないと認められるとき。

イ 事業実施が困難になった場合の措置について

事業者の責めに帰すべき事由により適正に事業運営が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は事業者に対し交付決定を取り消し補助金の返還を求めることができます。

ウ 市が提供する資料について

市が提供する資料は、本件以外の目的での使用を禁止します。

また、本件目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁止します。

10. 提出先・問合せ先

※本件に質問等がある場合は、下記連絡先までお願いいたします。

※応募を検討されている事業者は、まず一度、子ども未来課までご連絡ください。

蕨市健康福祉部 子ども未来課 保育係(市役所2階7番窓口)

住 所 〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

電 話 048(433)7758 ※直通

F A X 048(433)4377

メー ル jidou@city.warabi.saitama.jp

開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は、閉庁日となります。